

13. 広島県腫瘍登録安全管理措置委員会運営規則

平成21年7月23日 制定

平成26年4月1日 改定

令和8年6月1日 改定

第1条 本委員会は広島県腫瘍登録委員会内に設置する。

第2条 広島県腫瘍登録事業において、個人情報漏洩した可能性のある場合、広島県医師会長の要請で開催する。

第3条 一般社団法人広島県医師会（以下広島県医師会）担当常任理事、及び公益財団法人放射線影響研究所等を含む関係者が加わって構成する。
事務局は担当課がこれにあたる。

第4条 協議は広島県医師会担当常任理事の司会の下、広島県医師会館内で行ない非公開とする。

附 則

この運営規則は平成21年7月23日から施行する

初 版：平成21年7月23日

第2版：平成26年4月1日

第3版：令和8年6月1日